

堺市 特別支援保育 についてのご案内

堺市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）では、集団生活を行う際に心身の障害や疾患等により、発達状況に応じた個別の配慮等の特別な支援を必要とする堺市在住のお子さんに対し、「堺市特別支援保育等実施要綱」に基づき、特別支援保育を実施しています。

特別支援保育実施までの流れ



- ①事前相談—特別支援保育の必要性や保育施設等の利用に関する流れ等について、事前に各区役所子育て支援課の窓口へご相談ください。
- ②施設見学—利用申込までに希望する保育施設等の見学に行ってください。
- ③利用申込—オンライン又は窓口にて申請してください。
希望施設については、複数の施設をご記入ください。
「こどもの状況票」に乳幼児健診や医療機関、療育機関等の受診状況や、集団生活を行うにあたって気になることなどをご記入ください。
- ④状況調査—家庭での生活の様子や発達状況、健康状態や集団保育における配慮事項等について、各区子育て支援課が調査します。
「発育・発達確認票」の記入のお願いと、追加で提出が必要な書類についても確認します。
- ⑤利用調整—利用施設の調整を行います。
入院や手術予定があるなどにより、健康状態や発達状況が確認できない場合や必要書類が揃わない場合は、利用調整が遅れたり、調整が困難になることがあります。
- ⑥利用決定—保育施設等の利用及び特別支援保育の実施が決定した場合は、保育施設利用の可否をお知らせする通知書とともに、「堺市特別支援保育等実施決定通知書」を送付します。

提出書類について

* 特別支援保育の審査のために必要な提出書類は、以下のとおりです。

- (1) 特別児童扶養手当認定通知書の写し
- (2) 身体障害者手帳の写し
- (3) 療育手帳の写し
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 保健センターや医療機関等で実施した発達相談結果等の報告書や診断書、児童発達支援センター発行の個別支援計画、医療機関で記入された「疾患を有する児童の主治医意見書」の写しなど



- * 個々の状況に応じ、複数の書類の提出をお願いする場合があります。
- * 上記の書類は、利用調整事務においてのみ使用するものです。特別支援保育での利用が決定した施設には、口頭にて書類の記載内容をお伝えさせていただきます。入園の際には、改めて保護者の方から上記書類の提出や記載内容等についてお伝えください。

はぐくみシート（個別の教育及び保育支援計画）について

特別支援保育の実施については、ご家庭及び医療や保健、福祉等の関係機関との連携を図り、乳幼児期から就学後までの長期的な視点を持ちながら、集団保育を進めていくことが大切です。

そのために、お子さんの発達状況や興味・関心を把握し、集団保育での様子や支援の手立てについて、「はぐくみシート（個別の教育及び保育支援計画）」を用いて、保護者の方と共に確認しながら進めていきます。

毎年、年度初めには、お子さんの好きなことやご自宅での生活の様子、ねがい等を聞かせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

保育体制等について

各保育施設等では、お子さんの年齢や発達状況、クラス集団での様子を見ながら、職員の配置をしています。特定の加配職員が 1 対 1 でお子さんへの支援にあたるのではなく、集団での育ち合いを大切にするために、保育内容や個別の配慮・支援の手立てなどに応じて職員を配置し、対応していきます。

その他

- * 特別支援保育の審査の結果、対象にならない場合があります。
- * 希望施設における受け入れ体制確保（人員配置や施設環境など）の状況等によっては、調整が困難となる場合があります。
- * 特別支援保育の実施には、週 3 日以上登園かつ、月の利用時間の概ね半分程度は保育施設等の利用が前提となります。
- * 特別支援保育の決定を受けた場合は、特別支援保育の必要性がなくなり、決定の取り消しがなされるまでは、翌年度以降も継続して実施されます。転居等により利用施設の転所を希望される場合は、引き続き、特別支援保育での利用調整をいたします。
- * 学校法人立の幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の一部については、取り扱いが異なる場合があります。



* 特別支援保育に関するお問い合わせ

＜幼保支援課；072-228-0283＞

* 保育施設の利用申請・利用調整についてのお問い合わせ

＜各区役所 子育て支援課＞